

令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和5年2月16日(木) 13時30分から14時32分まで

2 場 所 浜田市役所 4階 講堂 ABC

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

14名

(2) 欠席者

3名

4 事務局

副市長

〔健康福祉部〕

健康福祉部長

〔健康福祉部保険年金課〕

保険年金課長、国保係長、賦課給付係長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康増進担当課長、健康づくり係長

地域医療対策係長

〔市民生活部税務課〕

税務課長

〔支所市民福祉課〕

金城市民福祉課長、旭市民福祉課長、

5 議題

(1) 報告事項

報告第1号 令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第2号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

報告第3号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

(2) 協議事項

諮問第1号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について

諮問第2号 令和5年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

6 進行表

【令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 13時30分 開会】

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、保険年金課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に皆様にお送りしている資料が4点ございます。議案、参考資料1、参考資料2、「令和4年度版 統計でみる島根の国保」となります。それから、本日机の上にお配りしてあります追加資料「令和5年度以降の新型コロナウイルス感染症関係諸制度について」となります。お手元にお持ちでない場合は、事務局からお配りしますので、お知らせください。皆様、お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、初めに、本日の委員の皆様方の出席状況について報告させていただきます。議案の2ページが委員名簿となっておりますので、ご覧ください。

本日、事前にご欠席のご連絡をいただいている委員様は3名で、全委員17名中14名の出席でございます。

また、11月の改選によりまして、新任が9名、再任が8名となっております。

議案の左側、1ページの次第をご覧ください。1番の会の成立宣言ですが、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医薬、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、次第2番の市長挨拶でございます。本日、市長は他公務のため、副市長が代わってご挨拶申し上げます。

事務局

失礼いたします。副市長でございます。平素より皆様には浜田市政の推進につきまして、大変お世話になっております。厚く御礼を申し上げます。先ほどありましたように、市長は本日松江へ出張しておりまして不在でございますので、私の方で代わりにご挨拶申し上げます。

令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶

令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素から本市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

新たな任期での就任となり、今後約3年間お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

さて、本日の運営協議会におきましては、令和5年3月浜田市議会に提出を予定しております令和4年度補正予算と令和5年度当初予算について、皆様に忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

国民健康保険を取り巻く状況といたしましては、団塊世代の後期高齢者移行、社会保険の適用拡大などにより、被保険者数が減少傾向にあります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、先日、本年5月からの5類への移行が決定したところです。保険給付の対象となる医療費に影響が出る見込みですが、国の動向を注視し、適宜対応してまいります。

予算の内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年2月16日

浜田市長 久保田 章市

代読

事務局

それでは、本日の運営協議会は昨年11月の委員改選後初めての会議でございますので、勝手ではございますが、公益代表の委員様から座席順に自己紹介をお願いしたいと思います。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。公益代表ということで金城の方から出ました。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

委員

失礼いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局の方も私が名前を呼ばせていただき、挨拶に代えさせていただきます。事務局職員はその場でご起立ください。

まずは、副市長でございます。

事務局

副市長でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、健康福祉部長でございます。

事務局

健康福祉部長をしております。よろしくお願いいたします。

事務局

健康増進担当課長でございます。

事務局

よろしくお願いいたします。

事務局

税務課長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

地域医療対策係長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

健康づくり係長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

金城市民福祉課長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

旭市民福祉課長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

なお、弥栄支所市民福祉課長と、三隅支所市民福祉課長は所用のため欠席となっております。

続きまして、国保係長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

賦課給付係長でございます。

事務局

よろしく願いいたします。

事務局

そして、私が保険年金課長でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目の会長及び会長代理選出でございます。

会長及び会長代理の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益代表の委員の皆様から選出されることになっております。選出方法は恒例によりまして、公益代表委員による互選を行い、その後に委員の皆様方の承認を得る形をとらせていただきたいと思います。このようにさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

事務局

それでは、公益代表委員の皆様は、これから私が5階の議会第一委員会室にご案内いたします。

会場に残られる委員の皆様は、しばらくこの場でご休憩いただきますようお願い申し上げます。

公益代表委員の皆様、こちらへどうぞ、よろしくお願いいたします。

公益代表委員：会場の外へ移動

【会場外の別室にて協議のため暫時休憩】

【協議終了により再開】

事務局

大変お待たせいたしました。それでは、ただいまの協議結果について、ご報告申し上げます。会長に委員様、会長代理に委員様ということになりました。

この件につきまして、委員の皆様方の承認を頂戴したいと存じます。承認される方は拍手をいただけますでしょうか。

各委員

「拍手」

事務局

ありがとうございます。それでは、会長様には会長席へ移動していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長移動】

事務局

それでは、会長様、会長代理様には一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。会長様、よろしくお願いいたします。

会長

先ほどの公益代表の会議で、会長ということでお話がありまして、お引き受けさせていただきました。運営委員としては再任ではございますが、この会がスムーズ進みますように努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

各委員

「拍手」

事務局

続きまして、会長代理の委員様、よろしくお願いいたします。

委員（会長代理）

会長代理を受けました。20年ぶりの国保でございます。どうぞよろしくお願い致します。

各委員

「拍手」

事務局

ありがとうございました。それでは、5番目、市長諮問でございます。

議案の3ページに諮問書がございます。ご覧ください。

今回の諮問事項につきましては、

「令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」と、「令和5年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

ここで、副市長は他公務のため、退席させていただきます。

事務局

すみません。お世話になります。よろしくお願い致します。

事務局

続きまして、6番目、議事録署名委員の指名でございますが、ここからの進行につきましては、会長様にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

打合せもありませんので、不慣れな点があるかと思いますが、よろしくお願い致します。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

医薬代表から、委員、被保険者代表から、委員。

このお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の報告について、一括して事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

失礼します。国保係長です。よろしくお願いいたします。

それでは、失礼ではありますが、ここからは座って説明させていただきます。

まず始めに議案の5ページ、6ページをご覧ください。報告第1号です。

令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算をご報告いたします。

前年度の決算につきましては、昨年5月に開催しました第1回の運営協議会にて4月末時点の見込額をご報告いたしました。こちらには、事業勘定と直診勘定の決算確定額を掲載しております。

いずれも決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定について、報告後に入金確認された保険料収入があったことなどから、5ページの一番下、収支差引額、つまり決算剰余金が見込額より約539万円多い4,568万9,295円となりました。

続きまして、議案の7ページをご覧ください。令和4年9月議会に上程し、可決いただいた報告第2号です。

今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,887万5千円を増額し、総額60億1,758万9千円としたものです。

内容は、昨年度の保険給付費に対する交付金についての給付費の確定に伴う精算、昨年度の決算剰余金についての浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定に基づく2分の1以上の金額の積立実施、今年度の事業費納付金の決定に伴う調整です。

事業費納付金の決定に伴う調整は、例年3月議会で実施していましたが、今年度から保険料率決定時の予算をご報告するため、9月議会で実施しております。

なお、直診勘定につきましては、第1号補正はございませんでした。

続きまして、議案の8ページをご覧ください。令和4年12月議会に上程し、可決いただいた報告第3号です。

今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,997万4千円を減額し、総額59億9,761万5千円としたものです。

内容は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

続きまして議案の9ページをご覧ください。

直診勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳出歳入それぞれ1,517万9千円を減額し、総額2億5,386万5千円としたものです。

こちらも内容は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整です。

なお、補正予算につきましては昨年の9月議会及び12月議会にて提案し、成立していることをご報告いたします。

会長

はい、ありがとうございました。報告事項として、令和3年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見があればいただきたいと思っております。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

会長

ご意見はないようですが、よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい。それでは、ご意見はないようですので、続いて協議事項へ移らせていただきます。

諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案の11ページをご覧ください。令和5年3月議会に上程予定の補正予算案です。

諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明いたします。

事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600万円を増額し、総額60億4,361万5千円とするものです。

内容は、保険給付費の調整です。この補正の詳細につきまして、会長様より事前にご質問をいただいております。

保険給付費につきましては、当初予算編成時に、被保険者数の見込み、1人当たりの医療費の見込み、制度改正等を考慮し、県が算出した見込額とも擦り合わせを行った上で積算しているところですが、この度、令和5年1月支払分となる令和4年11月診療分の療養給付費が見込額を大きく上回る金額となりました。11月診療分の増額につきましては、県内全体の傾向ではなく、原因の分析を国保連に依頼しているところですが、現時点で回答はありません。これが一時的な増額であり、結果的に当初の予算内に収まる可能性もありますが、保険給付費は金額が大きく、不足した場合に流用等による対応が困難であるため、不測の事態に備えて増額補正を行うものです。なお、保険給付費はすべて県からの交付金で賄われるため、この補正により、保険料に影響を及ぼすことはありません。

この度の3号補正につきましては、事業勘定のみとなっており、直診勘定につきましては補正はございません。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

はい、ありがとうございます。諮問第1号につきまして、事業勘定の補正予算案の説明がございました。私、事前に質問を送ってございましたけれども、皆様方からご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

会長

ご意見がないようですが、ただ今の説明でご了解いただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい。それでは、諮問第1号、令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、提案どおり決定をいたします。ありがとうございました。

続いて諮問第2号、令和5年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは議案の12ページをご覧ください。令和5年3月議会に上程する当初予算案です。

諮問第2号、令和5年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、ご説明いたします。

事業勘定の令和5年度歳入歳出予算はそれぞれ総額54億3,369万7千円を計上しております。続いて13ページをご覧ください。直営診療施設勘定の令和5年度歳入歳出予算はそれぞれ総額2億8,053万5千円を計上しております。

次に隣の14ページをご覧ください。令和5年度当初予算の編成概要を掲載しております。

続きまして、1枚捲っていただきまして、15ページをご覧ください。こちらは事業勘定の概要になります。

令和4年度当初予算と比較して減額となった主な要因は、歳出における保険給付費と事業費納付金が減額となったことです。

続きまして、右の16ページをご覧ください。歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料6億5,817万8千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市に直接入る予定の補助金などを除いた額を推計し、収納率を割り戻すことにより計上しています。なお、こちらは県の仮算定による事業費納付金により算出しており、本算定による令和5年度の保険料率は、5月に予定しています。次回の運営協議会において諮問し、保険料率を確定することとなります。これまでの保険料率の推移及び財政調整基金の状況等につきましては、参考資料1の3ページから8ページに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に議案の方に戻りまして、1枚捲っていただきまして、17ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、災害やシステム改修等に係る臨時的な経費のみが対象となります。令和4年度、令和5年度ともに当初予算での計上はありません。令和5年度におきましては、皆様、報道等でご存じのとおり、出産育児一時金を1子当たり8万円増額し、50万円としたことによる市負担に対する1件当たり5,000円の補助が予定されており、これが国庫補助となる可能性があります。現時点で詳細は未定です。なお、出産育児一時金の増額につきましては、予算計上しております。

次に、下の県支出金です。保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。

次に右側の18ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございます。

繰入金のうち、一般会計から保険料の軽減などの基盤安定制度、職員人件費や国保事務費、出産育児一時金の2/3、財政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、障害をお持ちの方などへ独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金カット分や保健事業、直営診療施設への運営費補助を目的とした、国保被保険者のみに限定されない、浜田市の政策的な繰入金を計上しております。なお、浜田市におきましては、赤字補填目的での繰入れはしていません。

次に 19 ページをご覧ください。歳出につきましても主なところをご説明いたします。
総務費につきましては、大きな増減はございません。

下の保険給付費につきましては、島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上しております。

保険給付費の減額理由につきましては、会長様より事前にご質問をいただいておりますので、ご回答いたします。

今回の減額の主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行と、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少です。医療費の推計につきましては、過去の実績を参考にしていますが、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響が大きかった令和 2 年度の影響を極力除外するため、県も市も原則として過去 5 年間の伸び率を基に推計しております。

なお、算出した医療費を、受診控えを見込んで減額するということはしておりません。

保険給付費につきましては、1 人あたりの医療費の資料として、「統計でみる島根の国保」の 11 ページ、12 ページをご覧ください。うち 12 ページの令和 3 年度の実績において、浜田市は県内で 19 市町村中、上から 6 番目に高い数値となっております。また、参考資料 1 の 16 ページをご覧ください。こちらは、令和 4 年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内で 9 番目に高い状況でございます。順位としては現時点では下がっているという状況でございます。

次に議案の 20 ページをご覧ください。

国保事業費納付金です。令和 4 年 11 月に、島根県から仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しております。

なお、令和 5 年 1 月下旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができなかつたため、令和 5 年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

納付金の計算方法についてご説明いたしますので、参考資料 2 をご覧ください。

ここでの数値はすべて確定係数に基づくものとなります。

参考資料 2 の 1 ページは、納付金の概況について 1 枚にまとめたものです。上の表の中央に「令和 5 年度 1 人当たり保険料収納必要額(A)」とありますが、これは標準保険料率により算出した医療分、支援金分、介護分の保険料を合計したものとなります。標準保険料率とは、県が市の歳出や歳入、被保険者数や所得の見込みを算出し、国が定めた方法に基づき算出した参考数値です。こちらは、令和 5 年度の浜田市の一人当たりの保険料がこのとおりになるというものではありません。

右の 2 ページは、一般被保険者の医療分について、納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しております。

まず、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかを推計した結果、約 484 億円となりましたので、そこから島根県に入る公費を除いた額が事業費納付金の算定基礎額約 101 億 1 千万円となります。その額を、医療費や所得水準、被保険者構成を基に市町村ごとの納付金に按分します。

参考資料 2 の 3 ページは一般被保険者の医療分について、納付金が決するまで、また標準保険料率が算出されるまでを各ステップに分けて掲載しています。資料の中でマイナスとなっているものは納付金が減る要素、プラスとなっているものは納付金が増える要素であるとお考えください。

下の 4 ページの、一般被保険者の後期高齢者支援金分、また、1 枚捲っていただきまして 6 ページの介護納付金分につきましても、基本的には同様の考え方で事業費納付金が算出され

ていますが、医療分と異なる点がございます。県全体の事業費納付金を市町村ごとに按分する際、医療分のように、医療費水準の高い低いが納付金額の高い低いに影響しないようになっております。それから、介護分につきましては、40歳から64歳までの被保険者の方のみが該当となります。

それでは、議案の20ページに戻ります。下の保健事業につきましては、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品、つまりジェネリック医薬品の利用促進、などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

各事業のうち、①番目の特定健診・保健指導事業につきましては、平成30年度から健診の自己負担を無料としており、令和5年度以降も当面この無料を続けていく予定です。予算額が前年度と比較して440万7千円の減額となっておりますが、被保険者数の減少と特定保健指導委託料の積算方法の見直しによるものであり、事業内容に大きな変更はございません。

②番目の保健衛生普及費につきましては、被保険者数の減少が見込まれているところですが、ドックの定員は縮小しておりません。引き続き積極的な受診を促してまいります。

また、③番目の医療費適正化事業につきましては、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら、対象となる方に対しての指導を進めてまいります。島根県の栄養士会といった地元の団体の協力をいただきつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けます。

次に、21ページをご覧ください。事業勘定の主な歳入歳出につきまして円グラフを載せております。

以上が、事業勘定の概要となります。

続きまして、直診勘定について、担当者から説明いたします。

事務局

健康医療対策課 地域医療対策係長です。失礼ながら、座って説明させていただきます。

私の方から、直営診療施設勘定の概要について説明いたします。議案の22ページをご覧ください。

令和5年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ、総額2億8,053万5千円で、令和4年度の当初予算額と比較して、1,149万1千円の増額となっております。増額となった主な要因は、歳出における総務費の増額によるものです。

歳入につきましては、診療収入および諸収入を減額とし、県支出金は増額としております。診療収入は令和3年度の実績からの推計であり、そのほかコロナワクチンの予防接種料の減額を見込んでおります。諸収入は福祉施設の嘱託医報酬の減少によるものです。県支出金は、診療所の医療機器購入による、県支出金の増額です。

歳出につきましては、総務費及び医業費は増額としておりますが、公債費は過疎対策債償還終了のため減額としております。

続きまして、次のページの23ページをご覧ください。歳入、歳出について主なところをご説明いたします。始めに、歳入の診療収入につきまして、外来収入は、令和3年度の実績をもとに新型コロナウイルス感染症などの影響もあり診療件数の減少傾向が続いていることから、減額としております。その他の診療収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防接種料がなくなるものとして減額しております。

次に、主な歳出の内訳です。総務費の施設管理費につきまして、職員給与費は、常勤看護師1名分の給与費を増額して計上しております。

施設管理事務費につきましては、波佐診療所の玄関・トイレのバリアフリー化に係る工事を予定しておりますので、この工事費の増額と、今年度退職した医師の後を補うため島根大学医学部や鳥取大学医学部から医師の派遣をしていただく予定にしておりますので、その医師の報償費を増額しております。

会計年度任用職員報酬等につきましては、常勤看護師を雇用するため、パート看護師2名の報酬等を減額しております。

医業費につきましては、医薬品などの購入を行う医薬衛生材料費は減額としておりますが、医療用機械器具費につきましては、レントゲン画像診断装置の更新を予定しておりますので、増額となっております。50万円を超える医療機器の購入につきましては、県の補助金の対象となりますので、県補助金の収入を見込んでおります。

診療所の運営につきましては、今後も定期的に診療所長会議などを開催し、関係機関と連携しながら、安全で安心な医療が提供できるよう努めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。事務局の方から、諮問第2号、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算案につきまして、説明をいただきました。この件につきまして、質疑、ご意見を伺いたいと思います。

会長

保険年金課課長、どうぞ。

事務局

分かりにくいところがあってはいけませんので、私の方から当初予算の補足をさせていただこうと思います。

議案の12ページをご覧ください。こちらに令和5年度の当初予算案が載っております。54億3,369万7,000円でございます。これが、締切が今年の11月でした。ここでは県からいただいた仮算定の数値で予算を組み立てました。参考資料の2をご覧ください。1ページに本算定と書いてあります。本算定は年が明けまして1月に通知がありました。これに伴いまして、予算を変更したいのですが、他部署との予算も合わせて組み立てており、3月議会に提案予定でございます。従いまして、5年度当初予算は議案の12ページのとおり出させていただきます。一方で、本算定は1月に県の方から送って参りました。では、本当の保険料はどうなんだという話になりますけれども、今年の5月に第1回の運営協議会を開催する予定でございます。そこで改めまして、保険料率の提案をさせていただこうと思います。というのが、保険料率を算定するとき、被保険者数と今年の所得が必要となります。現在確定申告をしておりますけれども、それをもちまして、所得が確定いたします。4月以降の被保険者数によりまして、浜田市に必要な保険料を算出いたしまして、5月に提案する予定でございます。従いまして、仮の仮のご提案で恐縮ですが、5月の運営協議会でご承認いただいた後に速やかに当初予算を変更する予定でございます。そのような流れになっておりますので、ご理解のうえ、ご審議をお願いいたします。

会長

はい。改めて追加のご説明をいただきましたけれども、皆様方にご意見を伺いたいと思います。

会長

それでは皆様、ご意見がないようですが、よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」の声

会長

それでは、諮問第2号、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましても、提案どおり決定をいたします。

会長

次にその他事項について、事務局から説明がありましたらお願いします。

事務局

失礼します。保険年金課賦課給付係長です。失礼ながら、座って説明させていただきます。

その他事項でございますが、議案の25ページをご覧ください。

令和5年度に予定されている国の制度改正に伴う市の条例改正について情報提供いたします。

まず1点目ですが、出産育児一時金支給額の引き上げを行います。こちらの表のとおり、本体部分を8万円引き上げ、産科医療補償制度掛金分との合計で50万円とします。

これは、政府において、少子化対策の観点から子育て世帯の負担軽減を考慮し、増額が決まったものです。国保のみならず、健保、共済等全制度共通で変更となる予定です。

2点目としまして、保険料賦課限度額の引き上げが行われます。来年度は後期高齢者支援金分を2万円引き上げ、合計で104万円が賦課限度額となります。

3点目に保険料軽減基準額の引上げです。国民健康保険料は、所得状況により1人あたりにかかる均等割と1世帯あたりにかかる平等割を軽減しています。その軽減区分のうち2割軽減及び5割軽減の対象となる所得基準額を表のとおり引き上げることで、軽減対象世帯を拡充します。なお、軽減によって保険料収入が減る部分については、保険基盤安定繰入金で財政支援されます。

以上の3点を踏まえた条例改正を予定しています。なお、出産育児一時金の改正については令和5年4月1日以降出産分から、保険料関係の改正は令和5年度分の保険料から適用します。

続きまして、本日追加でお配りした資料をご覧ください。先日、政府におきまして、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられる方針が示されました。これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策として設けられておりました特例措置に対する国の財政支援が終了することになりましたので、これをもって、以下の時限的措置を終了します。

1つ目に、傷病手当金です。これまで、国保では傷病手当金の制度を持っておりませんが、新型コロナの拡大防止の観点から、特例として制度が設けられておりました。この制度は、令和5年5月7日までに感染・療養したものを最後に、終了します。ただし、申請

の時効は2年とされていますので、適用期間内の感染・療養であれば、今後も申請を受け付けます。過去の支給実績は、資料のとおりです。

2つ目に、保険料の減免です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した場合に、特別な基準で保険料を減免する措置が設けられておりましたが、こちらも、令和4年度をもって終了します。今後は、元からある通常の減免基準で審査・決定します。過去の減免実績は、資料のとおりです。

事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。追加の資料を含めて、その他事項について事務局から説明をいただきました。この件につきまして、皆様方からご質問いただきたいと思います。

委員、どうぞ。

委員

はい。議案25ページの2番の保険料賦課限度額についてです。令和4年度について、102万円の限度額にかかった世帯は何世帯ありましたか。

事務局

数字の方を今確認させていただいておりますが、限度額は全体の1.5%相当に近づけるように国が設定しているところです。現在は1.5%より多くなっているようですが、浜田市においても、概ねそれに近い数字であると考えていただけたらと思います。

事務局

令和4年度の当初賦課の数字になりますが、約80世帯となっております。

会長

委員、よろしいですか。

委員

はい。

会長

ほかにご意見ございませんか。

会長

それでは、ご意見もないようですので、その他については以上でよろしいでしょうか。

会長

それでは、本日課せられました協議事項について、終了させていただくこととなります。以上をもちまして、令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局

会長様におかれましては、急なお願いを快く引き受けていただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

また、委員の皆様も初めて耳にされることもあったかと思いますが、なるべくわかりやすく説明したつもりでございますので、日を改めましてご質問いただければ、事務局の方で回答させていただこうと思います。

ここで1点事務連絡をさせていただきます。令和5年度第1回の運営協議会についてですが、まだ予定の段階ではありますが、5月11日木曜日の午後に予定しております。

引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

事務局

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。今後も、事業勘定、直診勘定を含めた国保事業の運営がうまく行くよう、職員頑張って参りますので、よろしくお願いいたします。また、コロナ対策につきましてもご協力いただいていることを、ここでお礼申し上げます。ありがとうございました。

【令和4年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 14時 32分 閉会】

会 長

議事録署名者

議事録署名者
